

協賛広告のルール

■協賛期間

- ・ 第一次募集締め切り：令和 5 年 6 月 1 日

■協賛いただける口数

- ・ 1 口 1 万円
- ・ 所有される全ての会社名、営業所名、支店名で協賛申し込みをしていただくことが可能です。
- ・ 物品での協賛を希望される場合は、事務局にお問い合わせください。

■協賛申し込み方法

- ・ 八尾商工会議所青年部ホームページ特設ページ内の申し込みフォーム又は別紙FAX申込書にて申し込みすることが出来ます。（会社ロゴのデータもご提出いただけます。）
- ・ 会社ロゴを紙面でご提出希望される方は紙面に印刷いただいたロゴを、事務局まで郵送等でご提出いただくことが出来ます。

※紙面提出の場合、ロゴが不鮮明になる場合がありますのでご了承ください。

- ・ 広告掲載をご希望されない方につきましては、申し込みの際その旨を要望欄に記載ください。

■協賛広告サンプルの確認

- ・ ホームページ特設ページ内より申し込みいただいた方には、広告サンプルが(株)ワシミ印刷所よりメールにて送信されます。
- ・ F A Xにて申し込みされた方には、サンプルは事務局よりF A Xで送信されます。
※各サンプルには確認期限がございます。確認期限を過ぎてから修正を申し込まれた場合には修正が間に合わないまま広告が掲載される場合がございますのでご注意願います。

■広告の掲載場所

- ・ 八尾商工会議所青年部 3 5 周年記念特設ページ内に公開されるデジタル記念誌の広告欄に掲載します。

■広告期間

- ・ デジタル記念誌の公開期間に抛ります。（5 年間ほど公開される見込みです。）

■協賛企業一覧のページ

- ・ 協賛広告の巻末ページに協賛企業一覧のページを掲載します。
- ・ 協賛広告の掲載をされない方を「他協賛者〇名」として匿名で協賛企業一覧のページに掲載いたします。
- ・ 物品での協賛の申し出があった場合は、事務局より確認の上、協賛企業一覧に掲載いたします。
※この場合、物品の詳細は記載いたしません。